

鳥取市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「計画認定」という。）に関し法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。（以下「省令」という。））に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、省令、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めのあるものについては、その定めるところによるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 消費性能基準 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (2) 誘導基準 法第30条第1項第1号に規定する基準をいう。
- (3) 認定基準 法第30条第1項各号に掲げる基準をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(モデル建築物法)

第3条 鳥取市手数料条例（平成12年鳥取市条例第11号。以下「手数料条例」という。）別表第1の108の項及び159の項中のモデル建築物法とは、それぞれ第1号及び第2号に掲げるものとする。

- (1) 基準省令第1条第1項第1号ロに該当するもの。
- (2) 基準省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に該当するもの。

(標準入力法)

第4条 手数料条例別表第1の108の項及び159の項中の標準入力法とは、それぞれ第1号及び第2号に掲げるものとする。

- (1) 基準省令第1条第1項第1号イに該当するもの。
- (2) 基準省令第10条第1項第1号イ(1)及びロ(1)に該当するもの。

(仕様基準)

第5条 手数料条例別表第1の105の項、108の項中の仕様基準とは第1号、159の項中の仕様基準とは、第2号に掲げるものとする。

- (1) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に該当するもの。
- (2) 基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に該当するもの。

(標準計算法)

第6条 手数料条例別表1の108の項及び159の項中の標準計算法とは、それぞれ第1号及び第2号に掲げるものとする。

- (1) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に該当するもの。
- (2) 基準省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に該当するもの。

(工場等)

第7条 手数料条例別表第1の108項に規定する工場等は、建築基準法において適用する用途の区分が、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工場
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの

- (3) 水産物の増殖場若しくは養殖場
- (4) 倉庫
- (5) 卸売市場
- (6) 火葬場又はと畜場、汚物処分場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (7) 前各号のほか、その他これらに類する用途

(適合証)

第8条 手数料条例別表第1の159の項の適合証とは、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類で、第15条第1項第1号及び2号に掲げる図書をいう。

第2章 適合性判定の手続き等

(所管行政庁が必要と認める図書)

第9条 省令第3条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 手数料額計算書(様式第1号)
- (2) その他必要と認める図書

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第10条 省令第5条に規定する軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)のうち、省令第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする建築主は、軽微変更該当証明申請書(様式第2号)の正本及び副本を所管行政庁に提出しなければならない。

2 前項の申請に添付する図書は、省令第3条第1項の規定を準用する。

3 所管行政庁は、第1項の申請に対し軽微な変更該当していることを証する書面を交付する場合は、軽微変更該当証明書(様式第3号)に当該申請書の副本及び添付図書を添えて当該申請者に交付するものとする。

(完了検査申請書に添付する書類)

第11条 建築基準法第7条第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第20項の規定による通知をしようとする建築物(建築基準法第6条の4第1項第3号に該当する場合を除く。)の建築主(以下、「完了検査申請等をする建築主」という。)は、完了検査申請等に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に省令第5条に該当する軽微な変更があった場合は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条第1項第5号(同規則第4条の4の2及び第8条の2第13項において準用する場合を含む。)に規定する書類の一部として、軽微な変更説明書(様式第4号)及び当該変更内容を説明する図書(前条の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた場合は、軽微変更該当証明書又はその写し及び当該証明に要した図書の写し)を建築主事に提出しなければならない。

2 完了検査申請等をする建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理の状況を記載した省エネ基準工事監理報告書(様式第5号)を建築主事に提出しなければならない。

(基準適合命令等)

第12条 法第13条第1項に規定する適合命令を行う場合は、是正命令書(様式第6号)により行う。

(国等に対する適合性判定に関する手続きの特例)

第13条 第10条及び第11条の規定は、法第12条第3項の規定に基づく軽微な変更について準用する。

第3章 認定の手続き等

(実施機関の技術的審査)

第14条 認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画が、認定基準に適合していることについて、住宅の用に供する建築物(非住宅部分を有するものを除く。)にあつては、登録住宅性能評価機関、住宅以外の用に供する建築物又はそれぞれの部分

を有する建築物にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下これらを「実施機関」という。）の審査（以下「技術的審査」という。）を受けることができる。

（所管行政庁が必要と認める図書）

第15条 省令第20条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- （1） 認定基準のうち、誘導基準について、前条の規定により実施機関の技術的審査を受けた場合にあつては、実施機関が発行する誘導基準に適合していることを証する書類。（前条のすべての技術的審査を受けたものに限る。以下「技術的審査適合証」という。以下同じ。）
- （2） 品確法第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が発行する住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の（い）項に掲げる事項のうち、5-1断熱性能等級は等級5、等級6又は等級7（令和4年10月1日時点で現に存する建築物の部分については、等級4、等級5、等級6又は等級7）、5-2一次エネルギー消費量等級は等級6（令和4年10月1日時点で現に存する建築物の部分については、等級4、等級5又は等級6）と表示された同法第6条第1項の規定による設計住宅性能評価書の写し。

（所管行政庁が不要と認める図書）

第16条 省令第20条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前条に掲げる図書を添付した場合にあつては、省令第20条第1項の表に掲げる図書のうち各部詳細図、各種計算書及び（ろ）項（当該建築物に住戸が含まれる場合にあつては（は）項）に掲げる図書をいう。

（認定しない旨の通知）

第17条 所管行政庁は、計画認定の申請に係る性能が認定基準に適合しない場合は、認定基準に適合しない旨の理由を記した、不認定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、変更認定（法第31条第1項に規定するものをいう。）しない旨の通知について準用する。

（報告の徴収）

第18条 計画認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、申請に係る建築物の建築等の工事を完了したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書（様式第8号）により、建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を所管行政庁に報告しなければならない。

（改善命令）

第19条 法第33条の改善命令は、所管行政庁が必要と認めるときに、改善命令書により行うものとする。

（認定の取消）

第20条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画の新築等を取りやめるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第9号）により所管行政庁に申し出なければならない。

2 法第34条又は前項の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

第4章 その他

（その他）

第21条 前条までの規定により難い場合は、別途、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項による申請、第12条第2項による通知）

1 申請対象建築物の床面積（増改築の場合は、増改築に係る部分の床面積）

申請建築物の用途	左欄用途の床面積 (㎡)	評価方法
<input type="checkbox"/> (ア) 1 住宅部分（一戸建て住宅）		<input type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> 併用法 <input type="checkbox"/> 仕様基準
<input type="checkbox"/> 2 住宅部分（一戸建て住宅以外）		<input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> 併用法 <input type="checkbox"/> モデル建築物法
<input type="checkbox"/> (イ) 非住宅部分（工場等以外）		<input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> モデル建築物法
<input type="checkbox"/> (ウ) 非住宅部分（工場等）		<input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> モデル建築物法
<input type="checkbox"/> (エ) 適用除外部分		
合計		

※ 複合建築物の場合は、全ての用途について、該当する項目の にレを記入してください。

2 手数料額の計算

単位：円

申請の種類	標準入力・標準計算法	併用法	仕様基準・モデル建築物法
(ア) 1 住宅部分（一戸建て住宅）			
2 住宅部分（一戸建て住宅以外）			
(イ) 非住宅部分（工場等以外）			
(ウ) 非住宅部分（工場等）			
計			
適合性判定申請に係る手数料の額の合計			

備考

- 「申請対象建築物の床面積一覧」は建築確認申請第4面の「2 用途」により記入すること。
- 「住宅部分」は、基準省令第1条第2項に規定されている建築物の部分をいう。
- 「適用除外部分」は、法第20条、政令第3条及び第4条に規定されている部分をいう。
- 「評価方法」については以下のとおりとする。

住宅部分（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿）

標準計算法： 基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）の基準並びに大臣が認める方法
（外皮基準・一次エネルギー消費基準とも標準計算を行うもの）

併用法： 外皮基準・一次エネルギー消費基準のいずれか一方を仕様基準、他方を標準計算によるもの

仕様基準： 基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の基準
（外皮基準・一次エネルギー消費基準とも仕様基準によるもの）

非住宅部分

標準入力法： 基準省令第1条第1項第1号イの基準

モデル建物法： 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

- 「工場等」は、建築基準法に定める以下の用途を指す。

工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場
またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

- 複合建築物の場合で、住宅部分と非住宅部分の共用部分の用途の判断は、居住者以外の利用する部分が多い場合は、非住宅部分の面積として算定する。

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項による変更申請、
第12条第3項による変更通知、軽微変更該当証明交付申請）

1 申請対象建築物の床面積（増改築の場合は、増改築に係る部分の床面積）

単位：㎡

申請建築物の用途	当初の床面積◎	床面積の増減◎	計算対象床面積◎ (◎ × 1/2 + ◎)
<input type="checkbox"/> (ア) 1 住宅部分（一戸建て住宅）			
<input type="checkbox"/> 2 住宅部分（一戸建て住宅以外）			
<input type="checkbox"/> (イ) 非住宅部分（工場等以外）			
<input type="checkbox"/> (ウ) 非住宅部分（工場等）			
<input type="checkbox"/> (エ) 適用除外部分			
合 計			

※ 複合建築物の場合は、全ての用途について、該当する項目の にレを記入してください。

2 手数料額の計算

申請の種類	<input type="checkbox"/> 標準入力・標準計算法	<input type="checkbox"/> 併用評価法	<input type="checkbox"/> 仕様基準・モデル建築物法
(ア) 1 住宅部分（一戸建て住宅）			
2 住宅部分（一戸建て住宅以外）			
(イ) 非住宅部分（工場等以外）		/	
(ウ) 非住宅部分（工場等）		/	
合 計			
適合性判定申請に係る手数料の額の合計			

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

所管行政庁 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 年 月 日 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

様式第3号（第10条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日
建築主 様

所管行政庁 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

様式第4号（第11条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）

（第一面）

年 月 日

建築主事 様

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更(建築物の用途や計算方法の変更を除く。)	
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

（第一面）

年 月 日

建築主事 様

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

<p>・変更内容は、<input type="checkbox"/> チェックに該当する事項となる</p>
<p><input type="checkbox"/> ㉠ 建築物の高さ又は外周長の減少</p> <p><input type="checkbox"/> ㉡ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少</p> <p><input type="checkbox"/> ㉢ 空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更 (制御方法等の変更を含む)</p> <p><input type="checkbox"/> ㉣ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
<p>・上記<input type="checkbox"/> チェックについて具体的な変更の記載欄</p>
<p>・添付図書等</p>
<p>(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。</p>

(第三面 別紙)

[空気調和設備関係]

次に掲げる (イ)、(ロ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(イ) 外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
(ロ) 熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下
平均熱源効率 (冷房平均 COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
平均熱源効率 (暖房平均 COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第三面 別紙)

[機械換気設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(イ)、(ロ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(イ) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ロ) 計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)

室用途 (駐車場)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 (厨房)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

[照明設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(イ)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(イ) 単位床面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(イ)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(イ) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

[太陽光発電関係]

下表掲げる (イ)、(ロ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(イ) 太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値 () 変更後 システム容量の合計値 () 変更前・変更後のシステム容量減少率 () %
(ロ) パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更
パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30 度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10 度を超えない変更 () 度変更
パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30 度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10 度を超えない変更 () 度変更

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（住宅・仕様基準）

（第一面）

年 月 日

建築主事 様

申請者氏名

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 住宅の名称	
(2) 住宅の所在地	
(3) 確認済証交付年月日・番号	
(4) 軽微な変更の内容	
<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更	
<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更	
(5) 備考	
(注意)	受付欄
1. この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（以下「仕様基準」という。）」を用いた住宅の完了検査申請の際に、申請に係る住宅に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。	
2. (4) 変更の内容において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。	
3. 仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途所管行政庁あるいは登録省エネ適合性判定機関による省エネ適合性判定が必要となりますのでご注意ください。	

【一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更】

・変更内容は、 <input type="checkbox"/> チェックに該当する事項となる	
<input type="checkbox"/> 暖房設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 冷房設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 全般換気設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 照明設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 給湯設備 変更内容記入欄	()
・添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

省エネ基準工事監理報告書（標準計算）

建築主事

様

令和 年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
1. 基本情報	○ 建て方、居室の構成等		A・B・C . .	適・不適
	○ 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）		A・B・C . .	適・不適
2. 外皮	○ 熱的境界となる部位、面積		A・B・C . .	適・不適
	○ 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率		A・B・C . .	適・不適
	○ 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）		A・B・C . .	適・不適
	○ 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C . .	適・不適
	○ 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等		A・B・C . .	適・不適
3. 暖房設備	○ 暖房方式、暖房設備機器の種類		A・B・C . .	適・不適
	○ 暖房設備機器の仕様、性能		A・B・C . .	適・不適
	○ 暖房設備等の設置状況		A・B・C . .	適・不適
4. 冷房設備	○ 冷房方式、冷房設備機器の種類		A・B・C . .	適・不適
	○ 冷房設備機器の仕様、性能		A・B・C . .	適・不適
	○ 冷房設備等の設置状況		A・B・C . .	適・不適
5. 換気設備	○ 換気方式、換気設備の仕様、性能		A・B・C . .	適・不適
	○ 換気設備等の設置状況		A・B・C . .	適・不適
6. 給湯設備	○ 給湯設備の有無、熱源機の種類		A・B・C . .	適・不適
	○ 給湯設備機器の仕様、性能		A・B・C . .	適・不適
	○ ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等		A・B・C . .	適・不適
7. 照明設備	○ 主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況		A・B・C . .	適・不適

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
8. 太陽光発電設備	① パワーコンディショナの定格負荷効率		A・B・C . .	適・不適
	② 太陽電池アレイの種類、容量		A・B・C . .	適・不適
	③ パネルの設置状況		A・B・C . .	適・不適
9. 太陽熱利用設備	① 太陽熱利用設備の種類		A・B・C . .	適・不適
	② 液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		A・B・C . .	適・不適
	③ 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C . .	適・不適
	④ 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能		A・B・C . .	適・不適
	⑤ 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C . .	適・不適
10. コージェネレーション設備	① コージェネレーション機器の品番、種類		A・B・C . .	適・不適
	② 逆潮流の有無		A・B・C . .	適・不適

【注意】

1. 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A:目視による立会確認 B:計測等による立会い確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

様式第5号(第11条関係)

省エネ基準工事監理報告書(仕様基準)

建築主事 様

令和 年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	

報告内容(以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。)

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲(鉄筋コンクリート造の場合)		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況(付属部材や庇の設置状況を含む)		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 暖房設備	① 暖房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 冷房設備	① 冷房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 照明設備	① 非居室の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

- 本様式は、「住宅仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会い確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）

建築主事

様

令和 年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築物主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	◎ 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	◎ 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調和設備	◎ 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	◎ 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	◎ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	◎ 予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	◎ 二次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	◎ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	◎ 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	◎ 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	◎ 建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	◎ 各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	◎ 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	◎ 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	◎ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	◎ 昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	◎ 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. コージェネレーション設備	◎ コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

【注意】

- 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

様式第5号(第11条関係)

省エネ基準工事監理報告書(モデル建物法(小規模版))

建築主事

様

令和 年 月 日

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容(以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁、屋根の断熱仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況(ブラインド、庇の有無を含む)		A・B・C . .	適・不適
2. 空気調和設備	① 熱源機器の種類、台数、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	③ 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況		A・B・C . .	適・不適
	④ 予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況		A・B・C . .	適・不適
3. 換気設備	① 建物用途に応じた室の換気設備の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C . .	適・不適
4. 照明設備	① 建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	② 省エネ制御等の設置状況		A・B・C . .	適・不適
5. 給湯設備	① 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	③ 節湯器具の種類、設置状況		A・B・C . .	適・不適
6. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適

[注意]

- 本様式は、「モデル建物法(小規模版)」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

省エネ基準工事監理報告書(標準入力法)

令和 年 月 日

建築主事 様

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容(以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照会を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	○ 外壁等を構成している建材・塗料等の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 窓の仕様、設置状況(ブラインドボックス、庇の設置状況を含む)		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調設備	○ 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 冷暖同時供給の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 2次ポンプの仕様(流量制御方式を含む)、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 空調機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	○ 換気設備(換気代替空調機を含む)の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 換気設備に係る各種制御(換気代替空調機を含む)の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 各種制御の設置状況 【在宅検知制御・タムスタブール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	○ 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ 太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	○ 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	○ パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、排熱利用先		A・B・C ・ ・	適・不適

【注意】

- 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照会を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照会を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

是正命令書

第 号
年 月 日

建築主 様

所管行政庁 印

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、必要な措置を命じます。

記

1. 建築物の位置
2. 命ずる措置
3. 措置の期限

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取市を被告として（訴訟において鳥取市を代表する者は鳥取市長となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号（第12条関係）国等に対する要請の場合

是正要請書

第 号
年 月 日

国等の機関の長 様

所管行政庁 印

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定に基づき、必要な措置を要請します。

記

1. 建築物の位置
2. 要請する措置
3. 措置の期限

不認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

所管行政庁 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の住所
3. 申請に係る建築物の位置
4. 理由

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取市を被告として（訴訟において鳥取市を代表する者は鳥取市長となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第8号（第18条関係）（建築士による書類を添付する場合）

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了したので報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士
（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 工事監理報告書等、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づいて工事が行われたことが確認できる書類（検査済証、工事写真等）を添付してください。

様式第8号（第18条関係）（新築等工事の受注者による書類を添付する場合）

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了したので報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名
5. 当該建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の新築等工事を実施した施工者
施工者の名称
建設業の許可番号
主任技術者の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 工事監理報告書等、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づいて工事が行われたことが確認できる書類（検査済証、工事完了報告書、工事写真等）を添付してください。

(新築等工事の受注者による書類)

建築物の新築等工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 様

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

下記の建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の新築等工事を完了したので報告します。

1. 建築物の所在地
2. 発注者の氏名
3. 新築等工事の完了の日

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第9号（第20条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめたいので、申し出します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 認定建築主の氏名の欄には、建築を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定計画実施者 様

所管行政庁 印

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 34 条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取消したのでこれを通知します。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

1. 認定計画実施者の氏名又は名称
2. 認定計画実施者の住所
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定に係る建築物の構造
5. 理由

(※) は法第 30 条第 2 項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、鳥取市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取市を被告として（訴訟において鳥取市を代表する者は鳥取市長となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。